

国の公務員は、本件相談体制を利用した通報・相談に対して、迅速に調査、対応をした上、相談者に対し、合理的な期間内にその結果を回答すべき職務上の法的義務を負っているものであり、10か月余りにわたる回答遅延は職務上の法的義務を怠ったとして国家賠償法上違法とされた事例

福岡地方裁判所令和8年2月6日判決
令和5年（ワ）第2621号・損害賠償請求事件
一部認容、一部棄却
【TKC文献番号】25574821

I 事案の概要

1 はじめに

本事案は、防衛省九州防衛局の職員である原告が、職場でパワー・ハラスメントを受けた旨の自身の相談に対し、同相談を担当した被告の公務員には、遅滞なく検討結果を回答すべき義務があったにもかかわらず、これを怠った注意義務違反があったと主張し、国家賠償法1条1項又は債務不履行による損害賠償請求権に基づき、被告に対し、損害金200万円及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

2 前提事実

(1) 当事者等

ア 原告は、平成31年4月1日付けで防衛事務官として採用され、九州防衛局総務部総務課（以下、単に「総務課」という。）人事係に配置された。

イ 原告は、令和2年11月16日当時、総務課のA課長（以下「A課長」という。）、同課課長補佐（人事・厚生担当）及び同課人事係長（以

下、当時の同課長補佐及び同係長を併せて「本件上司2名」という。）の下で勤務していた。

(2) 防衛省におけるパワー・ハラスメントの防止等に関する定め

ア 防衛省においては、平成28年3月28日付けで「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」（以下「本件訓令」という。）が定められている。本件訓令は、防衛省の職員が、その能力を十分に発揮できるような健全な職場環境の確保並びに職員の人格及び尊厳の保護を目的として、パワー・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとされている（本件訓令1条）。

本件訓令8条1項では、官房長等は、防衛大臣が別に定めるところにより、パワー・ハラスメントに関する通報及び相談が職員からなされた場合に対応するため、通報及び相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置するとともに、相談員が通報及び相談を受ける日時及び場所を指定する等必要な体制を整備しなければならない。この場合において、官房長等は、通報及び相談を受ける体制を職員に対して明示するものとされている。

そして、同条2項において、相談員は、通報及び相談に係る問題の事実関係の確認、当該通報及び相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努